

豊岡市条例第 8 号

豊岡市城崎温泉地区における歴史的建築物の保存及び活用に関する条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 2 条）
- 第 2 章 認定歴史的建築物の認定等（第 3 条－第 6 条）
- 第 3 章 認定歴史的建築物等に関する制限（第 7 条－第 14 条）
- 第 4 章 雑則（第 15 条－第 24 条）
- 第 5 章 罰則（第 25 条－第 28 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、城崎温泉地区の町並みを構成している歴史的な木造建築物について、安全性の向上及び維持を図るための措置並びに現状変更の規制及び保存のための措置に関し必要な事項を定めることにより、当該建築物の利活用を促進し、良好な状態で将来の世代に継承することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 城崎温泉地区 豊岡市景観条例（平成 24 年豊岡市条例第 34 号）第 8 条の規定により市長が指定した城崎温泉景観形成重点地区をいう。
- (2) 対象建築物 城崎温泉地区に存する木造建築物のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 57 条第 1 項の規定により登録された有形文化財
 - イ 兵庫県文化財保護条例（昭和 39 年兵庫県条例第 58 号）第 19 条の 2 第 1 項の規定により登録された有形文化財
 - ウ 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項に規定する景観重要建造物
 - エ その他市長が前条の目的に適合するものとして指定するもの
- (3) 増築等 建築物の増築（既存建築物と棟続きの場合に限る。）、改築若しくは用途の変更又は修繕若しくは模様替えをいう。

- (4) 保存活用計画 次に掲げる事項を定めた対象建築物の保存及び活用に係る計画をいう。
- ア 当該対象建築物の保存を図りながら、これを活用するために必要な増築等の工事の内容
 - イ 当該対象建築物の安全性に関する事項
 - ウ 当該対象建築物の維持管理に関する事項
 - エ その他市長が当該対象建築物の良好な保存及び活用並びに当該対象建築物が存する敷地の周辺環境の保全を図るために必要と認める事項
- (5) 認定歴史的建築物 対象建築物のうち、第4条第1項の規定による認定を受けたものをいう。
- (6) 建築敷地 認定歴史的建築物が存する敷地をいう。

第2章 認定歴史的建築物の認定等

(所有者による認定の申請)

第3条 対象建築物の所有者は、当該対象建築物の保存及び活用を図るため、法第3条第1項第3号の規定に基づく指定を必要とするときは、規則に定めるところにより、市長に対し、当該対象建築物を認定歴史的建築物として認定するよう申請することができる。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、当該対象建築物に係る保存活用計画を策定し、市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定による申請をしようとする者は、その者以外に当該対象建築物が存する敷地について所有権又は借地権を有する者がいるときは、あらかじめ、当該申請の内容について、これらの者の同意を得なければならない。

(対象建築物の認定等)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けた場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、対象建築物を認定歴史的建築物として認定することができる。

(1) 当該対象建築物の保存及び活用を図るために法第3条第1項第3号の規定に基づく指定を必要とし、かつ、当該指定に必要な措置を講じることが認められるとき。

(2) 当該対象建築物に係る保存活用計画について交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、第23条に規定する豊岡市歴史的建築物保存活用専門委員会に諮らなければならない。

3 市長は、第1項の規定による認定をしたときは、その旨を当該認定歴史的建築物の所有者に通知しなければならない。

- 4 市長は、第1項の規定による認定をしたときは、その旨を告示するとともに、建築敷地及び当該建築敷地内に存する建築物の位置その他規則で定める事項を表示した図書をその事務所に備えて、一般の縦覧に供さなければならない。
- 5 第1項の規定による認定は、前項の規定による告示によって、その効力を生じる。
- 6 市長は、第4項の規定による告示をしたときは、当該認定歴史的建築物について、法第3条第1項第3号の規定に基づく指定を行うよう特定行政庁に申し出なければならない。

(変更認定)

第5条 認定歴史的建築物の所有者は、認定歴史的建築物に係る保存活用計画の内容を変更しようとするときは、市長に対し、当該変更を認定（以下「変更認定」という。）するよう申請しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をするときは、この限りでない。

- 2 第3条第3項の規定は、前項の規定による申請について準用する。
- 3 市長は、第1項の規定による申請を受けた場合において、当該申請の内容が認定歴史的建築物の保存及び活用を図るためのものであり、かつ、変更後の保存活用計画について交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、変更認定をすることができる。
- 4 市長は、前項の変更認定をするときは、あらかじめ、特定行政庁に意見を聴くものとする。
- 5 市長は、第3項の変更認定をしたときは、その旨を告示するとともに、前条第4項の図書の内容を変更しなければならない。
- 6 前条第2項、第3項及び第5項の規定は、変更認定について準用する。

(認定の取消し)

第6条 市長は、認定歴史的建築物について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定歴史的建築物の認定を取り消さなければならない。

- (1) 法第3条第1項第1号又は第2号に規定する建築物に該当するに至ったとき。
 - (2) 法第3条第1項第3号に規定する指定を受けることができないと認められるとき。
 - (3) 滅失、毀損その他の事由により認定の理由が消滅したとき。
- 2 市長は、認定歴史的建築物について、公益上の理由その他の特別な理由があると認めるときは、その認定を取り消すことができる。
 - 3 市長は、前2項の規定により認定歴史的建築物の認定を取り消したときは、その旨及びその理由を告示するとともに、当該取消しを受けた認定歴史的建築物の所有者に通知しなければならない。

第3章 認定歴史的建築物等に関する制限

(現状変更の許可等)

第7条 認定歴史的建築物の増築等の行為をしようとする者又は認定歴史的建築物に関しその形状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他規則で定める行為及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 市長は、前項の許可の申請があった場合において、当該認定歴史的建築物が法第3条第1項第3号に規定する指定を受けており、かつ、当該申請に係る行為が保存活用計画の内容と合致すると認められるときは、同項の許可をすることができる。

3 市長は、第1項の許可の申請があった場合において、当該認定歴史的建築物の保存のために必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

4 市長は、第1項の許可をしたときは、第4条第4項の図書の内容を変更しなければならない。

5 第1項の許可に係る工事は、当該許可を受けた後でなければ、これを施工してはならない。

(所有者の管理義務等)

第8条 認定歴史的建築物の所有者は、保存活用計画に従い、当該認定歴史的建築物の保存及び活用を図らなければならない。

2 認定歴史的建築物の所有者は、当該認定歴史的建築物の管理に関する責任者(以下「保存管理責任者」という。)を選任することができる。

3 認定歴史的建築物の所有者は、前項の保存管理責任者を選任したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。保存管理責任者を解任し、又は変更したときも、また同様とする。

4 第1項の規定は、保存管理責任者について準用する。

5 認定歴史的建築物の所有者又は保存管理責任者は、その氏名又は住所を変更したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

6 認定歴史的建築物の所有者に変更があったときは、新たに所有者となった者は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(管理に関する助言、勧告及び命令)

第9条 市長は、認定歴史的建築物の所有者又は保存管理責任者に対し、当該認定歴史的建築物を保存するために必要な助言を行うことができる。

2 市長は、認定歴史的建築物の構造若しくは建築設備又は建築敷地の管理が適当でないため当該認定歴史的建築物の損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放

置すれば保安上著しく危険な状態となり、又は衛生上著しく有害となるおそれがあると認める場合においては、当該認定歴史的建築物若しくは当該建築敷地の所有者又は保存管理責任者に対し、相当の猶予期限を付けて、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置をとることを勧告することができる。

- 3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、当該勧告に係る措置をとることを命じることができる。

(維持管理の報告等)

第10条 認定歴史的建築物の所有者又は保存管理責任者は、当該認定歴史的建築物について、当該認定歴史的建築物に係る保存活用計画の維持管理に関する事項に従い、定期的にその状況の調査を行い、結果を市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、認定歴史的建築物の所有者又は保存管理責任者に対し、当該認定歴史的建築物の現状又は管理の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

(権利義務の承継)

第11条 所有者の変更により新たに認定歴史的建築物の所有者となった者は、この条例の規定により市長が行った助言、勧告又は命令その他の処分による旧所有者の権利及び義務を承継する。

(中間検査)

第12条 市長は、第7条第1項の許可に係る認定歴史的建築物の工事の内容に応じ、当該工事の工程のうち当該工事の施工中に当該認定歴史的建築物が当該許可の内容に適合しているかどうかを検査することが必要なものを指定するものとする。

- 2 認定歴史的建築物の建築主は、前項の規定により指定された工程に係る工事を終えたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく市長の検査を申請しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る工事中の認定歴史的建築物が当該許可の内容に適合しているかどうかを検査しなければならない。

- 4 市長は、前項の規定による検査をした場合において、工事中の認定歴史的建築物が当該許可の内容に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該認定歴史的建築物の建築主に対して中間検査合格証を交付しなければならない。

- 5 第1項の規定により指定した工程後の工程に係る工事は、前項の中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。

(完了検査)

第13条 認定歴史的建築物の建築主は、第7条第1項の許可に係る認定歴史的建築

物の工事を完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく市長の検査を申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る認定歴史的建築物が当該許可の内容に適合しているかどうかを検査しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による検査をした場合において、認定歴史的建築物が当該許可の内容に適合していることを認めるときは、規則で定めるところにより、当該認定歴史的建築物の建築主に対して検査済証を交付しなければならない。

(検査済証の交付を受けるまでの認定歴史的建築物の使用制限)

第14条 第7条第1項の許可に係る認定歴史的建築物の建築主は、検査済証の交付を受けた後でなければ、当該許可に係る認定歴史的建築物を使用し、又は使用させてはならない。ただし、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて仮使用の承認をしたときは、検査済証の交付を受ける前においても、仮に当該認定歴史的建築物を使用し、又は使用させることができる。

- 2 前項ただし書の規定に基づき、市長の仮使用の承認を受けようとする建築主は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、第1項ただし書の承認をしようとするときは、あらかじめ、第23条に規定する豊岡市歴史的建築物保存活用専門委員会に諮らなければならない。

第4章 雑則

(建築物の設計及び工事監理)

第15条 第7条第1項の許可を受けた認定歴史的建築物の工事のうち、建築士法(昭和25年法律第202号)第3条第1項(同条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)、第3条の2第1項(同条第2項において準用する同法第3条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)又は第3条の3第1項(同条第2項において準用する同法第3条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)に規定する建築物の工事は、それぞれ当該各条に規定する建築士の設計によらなければ、することができない。

- 2 第7条第1項の許可を受けた認定歴史的建築物の工事のうち、建築士法第2条第7項に規定する構造設計図書による同法第20条の2第1項の建築物の工事は、構造設計一級建築士(同法第10条の2の2第4項に規定する構造設計一級建築士をいう。以下同じ。)の構造設計(同法第2条第7項に規定する構造設計をいう。以下同じ。)又は当該認定歴史的建築物が構造関係規定(同法第20条の2第2項に規定する構造関係規定をいう。)に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によらなければ、することができない。
- 3 第7条第1項の許可を受けた認定歴史的建築物の建築主は、第1項に規定する工事をする場合においては、それぞれ建築士法第3条第1項、第3条の2第1項

又は第3条の3第1項に規定する建築士である工事監理者を定めなければならない。

(工事現場における許可の表示等)

第16条 第7条第1項の許可に係る認定歴史的建築物の工事の施工者は、当該工事現場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、建築主、設計者、工事施工者及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る同項の許可があった旨の表示をしなければならない。

2 第7条第1項の許可に係る認定歴史的建築物の工事の施工者は、当該工事に係る設計図書を当該工事現場に備えておかななければならない。

(工事現場の危害の防止)

第17条 第7条第1項の許可に係る認定歴史的建築物の工事の施工者は、当該工事の施工に伴う地盤の崩落、建築物又は工事用の工作物の倒壊等による危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(消防長の意見の聴取)

第18条 市長は、第4条第1項の規定による認定、第5条第3項の規定による変更認定又は第14条第1項ただし書の規定による承認をしようとする場合においては、消防長に意見を聴くものとする。

(監督処分)

第19条 市長は、この条例の規定若しくはこれに基づく許可又は当該許可に付された条件に違反した認定歴史的建築物又は建築敷地内の認定歴史的建築物以外の建築物（以下「認定歴史的建築物等」という。）の建築主、当該認定歴史的建築物等に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。以下同じ。）若しくは現場管理者又は当該認定歴史的建築物等若しくは建築敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、工事の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、建築物の外観の変更、除却、移転、移築、改築、増築、修繕、模様替え、使用禁止、使用制限その他違反を是正するために必要な措置をとることを命じることができる。

2 市長は、この条例の規定若しくはこれに基づく許可又は当該許可に付された条件に違反することが明らかな工事中の認定歴史的建築物等については、緊急の必要があつて豊岡市行政手続条例（平成17年豊岡市条例第9号）第13条第1項に規定する意見陳述のための手続をとることができない場合に限り、当該手続によらないで、当該認定歴史的建築物等の建築主又は当該工事の請負人若しくは現場管理者に対し、当該工事の停止を命じることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対し、当該工事に係る作業の停止を命じることができる。

(違反建築物の設計者等に対する措置)

第20条 市長は、前条の規定による命令をした場合においては、規則で定めるとこ

るにより、当該命令に係る認定歴史的建築物等の設計者、工事監理者若しくは工事の請負人又は当該認定歴史的建築物等についての宅地建物取引業に係る取引をした宅地建物取引業者の氏名又は名称及び住所その他規則で定める事項を、建築士法、建設業法（昭和24年法律第100号）又は宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の定めるところによりこれらの者を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。

（報告又は資料の提出）

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、認定歴史的建築物等の建築主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者又は当該認定歴史的建築物等若しくは建築敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対し、当該建築敷地、当該認定歴史的建築物等の構造若しくは建築設備又は建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

（立入調査等）

第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、建築敷地若しくは認定歴史的建築物等に立ち入り、その状況を調査させ、必要な検査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査、立入検査又は質問をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（歴史的建築物保存活用専門委員会の設置等）

第23条 市長からの諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するため、豊岡市歴史的建築物保存活用専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

- (1) 第4条第1項の規定による認定に関する事項
- (2) 第5条第1項の規定による変更認定に関する事項
- (3) 第14条第1項ただし書の規定による承認に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 専門委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

（罰則）

第25条 第19条第1項又は第2項前段の規定による市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第1項の規定に違反して、許可を受けないで、認定歴史的建築物において増築等をし、又は認定歴史的建築物に関しその形状を変更し、若しくはそ

の保存に影響を及ぼす行為をした者

(2) 第7条第3項の条件に違反した者

(3) 第9条第3項又は第19条第2項後段の規定による市長の命令に違反した者

(4) 第10条第2項の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(5) 第12条第5項の規定に違反して工事を施工した者

(6) 第14条第1項前段の規定に違反して認定歴史的建築物を使用し、又は使用させた者

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条第2項又は第13条第1項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者

(2) 第21条の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(3) 第22条第1項の規定による立入調査若しくは立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

豊岡市規則第11号

豊岡市城崎温泉地区における歴史的建築物の保存及び活用に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊岡市城崎温泉地区における歴史的建築物の保存及び活用に関する条例（平成29年豊岡市条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定歴史的建築物の申請等)

第2条 条例第3条第1項の規定により認定歴史的建築物の認定の申請をしようとする者は、対象建築物の名称及び敷地の位置を記載した認定歴史的建築物認定申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）の正本及び副本2部に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該申請の日現在の状況を表示した別表第1(1)の項及び(2)の項に掲げる図書
- (2) 当該建築物が対象建築物であることを証する書面
- (3) 条例第3条第3項の同意を得たことを証する書面

2 条例第3条第2項に規定する保存活用計画は、保存活用計画書（様式第2号）に次に掲げる図書を添付したものとし、正本及び副本5部を市長に提出しなければならない。

- (1) 別表第1(2)の項から(4)の項までに掲げる図書
- (2) 保存活用計画概要書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

3 市長は、前2項に掲げる図書のうち特に必要がないと認めるものについては、提出を省略させることができる。

(対象建築物の認定等)

第3条 市長は、条例第3条第1項の規定による認定の申請が行われた場合において、当該申請に係る対象建築物について条例第4条第1項の認定歴史的建築物の認定をしたときは、認定歴史的建築物認定通知書（様式第4号。以下「認定通知書」という。）に、認定申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。

2 市長は、条例第3条第1項の規定による認定の申請が行われた場合において、当該申請に係る対象建築物について条例第4条第1項の規定による認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した文書に認定申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。

(認定の縦覧事項)

第4条 条例第4条第4項の規則で定める事項は、保存活用計画概要書に記載すべき事項とする。

(変更認定の申請等)

第5条 条例第5条第1項の規定による申請をしようとする者は、認定歴史的建築物変更認定申請書(様式第5号。以下「変更認定申請書」という。)の正本及び副本3部に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 変更後の保存活用計画書

(2) 別表第1に掲げる図書(変更に係る部分に限る。)

(3) 条例第5条第2項において準用する条例第3条第3項の同意を得たことを証する書面

(4) 変更後の保存活用計画概要書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる図書で添付させる必要がないと認めるものを省略させることができる。

3 市長は、条例第5条第1項の規定による申請が行われた場合において、当該申請に係る認定歴史的建築物について条例第5条第3項の規定による変更認定をしたときは、認定通知書に、変更認定申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。

4 市長は、条例第5条第1項の規定による申請が行われた場合において、当該申請に係る認定歴史的建築物について条例第5条第3項の変更認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した文書に変更認定申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。

(変更認定を要しない軽微な変更)

第6条 条例第5条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 認定歴史的建築物の名称の変更

(2) 認定歴史的建築物の所有者の変更

(3) 認定歴史的建築物の所有者の氏名又は住所(法人にあつては、名称、代表者名又は主たる事務所の所在地)の変更

(4) 設計者の変更

(5) 建築敷地の地名及び地番の変更(建築敷地の境界の変更を伴わない場合に限る。)

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が当該認定歴史的建築物の保存を図る上で特に支障がないと認める変更

(認定取消しの通知)

第7条 条例第6条第3項の通知は、文書により行うものとする。

(現状変更の許可の申請等)

第8条 条例第7条第1項の許可を受けようとする者は、現状変更許可申請書(様式第6号)の正本及び副本2部に、それぞれ建築基準法第3条第1項第3号の規定による指定を受けたことを証する書面の写し及び別表第1(2)の項及び(3)の項に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の図書のうち特に必要がないと認めるものについては、提出を省略させることができる。

3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、許可又は不許可を決定し、現状変更許可通知書(様式第7号)又は現状変更不許可通知書(様式第8号)に現状変更許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。

(許可を要しない行為)

第9条 条例第7条第1項ただし書の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 保存活用計画書に記載された維持管理に関する事項に該当する行為
- (2) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が当該認定歴史的建築物の保存を図る上で特に支障がないと認める行為

(建築主等の変更の届出)

第10条 現状変更許可通知書の交付を受けた者は、条例第7条第1項の許可に係る工事が完了するまでに次の各号のいずれかに該当するときは、建築主等の変更届(様式第9号)の正本及び副本2部に当該許可に係る現状変更許可通知書の写しを添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 建築主を変更しようとするとき。
- (2) 工事監理者又は工事施工者を定め、又は変更しようとするとき。
- (3) 建築主、工事監理者又は工事施工者の住所又は氏名の変更があったとき。

(所有者等の変更の届出)

第11条 条例第8条第3項及び第5項に規定する届出は、所有者等の変更届(様式第10号)により行うものとする。

2 条例第8条第6項に規定する届出は、所有者等の変更届に当該認定歴史的建築物の所有者が変更したことを証する書面を添えて行うものとする。

(維持管理の報告)

第12条 条例第10条第1項に規定する報告は、維持管理報告書(様式第11号)に別表第2に掲げる図書を添えて行うものとする。

(中間検査申請書)

第13条 条例第12条第2項の規定による検査の申請は、中間検査申請書（様式第12号）により行うものとする。

（中間検査合格証）

第14条 条例第12条第4項の中間検査合格証は、中間検査合格証（様式第13号）とする。

（完了検査申請書及び検査済証）

第15条 条例第13条第1項の規定による申請は、完了検査申請書（様式第14号）により行うものとする。

2 条例第13条第3項の検査済証は、検査済証（様式第15号）とする。

（仮使用の承認の申請等）

第16条 条例第14条第1項ただし書の仮使用の承認を受けようとする者は、仮使用承認申請書（様式第16号）の正本及び副本2部に、それぞれ別表第3に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、承認又は不承認を決定し、仮使用承認通知書（様式第17号）又は仮使用不承認通知書（様式第18号）に仮使用承認申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付する。

（申請の取下げの届出）

第17条 条例第3条第1項、第5条第1項、第7条第1項又は第14条第2項の規定による申請をした者が、それぞれ認定通知書、現状変更許可通知書又は仮使用承認通知書の交付を受ける前に、当該申請を取り下げようとするときは、認定等申請取下げ届（様式第19号）の正本及び副本2部により市長に届け出なければならない。

（工事現場における許可の表示の方法）

第18条 条例第16条の表示は、工事表示板（様式第20号）により行うものとする。

（違反建築物の設計者等の通知）

第19条 条例第20条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第19条第1項又は第2項の規定による命令（以下「命令」という。）に係る建築物の概要
- (2) 前号の建築物の設計者、工事監理者若しくは工事の請負人又は当該建築物について宅地建物取引業に係る取引をした宅地建物取引業者に係る違反事実の概要
- (3) 命令をするまでの経過及び命令後に市長が講じた措置
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項

2 条例第20条の規定による通知は、文書で行うものとし、当該通知には命令書の写しを添えるものとする。

（立入調査等を行う職員）

第20条 条例第22条に規定する立入調査等は、市の職員のうちから、市長が任命する者が行うものとする。ただし、必要に応じて専門的な知識を有する者を同行させることができるものとする。

(身分証明書)

第21条 条例第22条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第21号)とする。

(専門委員会の組織等)

第22条 条例第23条第1項に規定する豊岡市歴史的建築物保存活用専門委員会(以下「専門委員会」という。)は、委員10人以内で組織し、建築、消防、防災等に関する高い識見を有する者の中から市長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 専門委員会は、必要があるときは、特別委員を置くことができる。

5 特別委員は、市長が任命する。

6 特別委員は、任命された特別の理由に関する事項が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第23条 専門委員会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、専門委員会を代表し、会務を総理し、専門委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 専門委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 専門委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 専門委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第25条 会長は、緊急の必要があり専門委員会を招集する暇のない場合その他やむを得ない事由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、専門委員会の会議に代えることができる。

2 前項の場合においては、前条の規定を準用する。

(庶務)

第26条 専門委員会の庶務は、豊岡市都市整備部において処理する。

(その他)

第27条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 委員の任命後最初に開かれる専門委員会は、第24条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

別表第1 (第2条、第5条及び第8条関係)

区分	図書	明示すべき事項
(1)	付近見取図	敷地の位置、縮尺、方位、道路及び目標となる地物
	敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
(2)	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、申請に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低、敷地が接する道路の位置及び幅員並びに隣接する建築物の用途及び概要
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床面積並びに壁、通し柱、開口部及び防火戸の位置(工場にあってはこれらの事項並びに作業場の位置並びに機械設備及びこれに付属する工作物の位置及び名称を、危険物の貯蔵又は処理の用途に供する建築物にあってはこれらの事項及び危険物の貯蔵又は処理を行う位置を含む。)
	建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	床面積求積図	建築物の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	2面以上の立面図	縮尺、開口部及び防火戸の位置並びに外壁及び軒裏の構造及び仕上材料
	2面以上の断面図	縮尺、各階の床及び天井(天井がない場合にあっては屋根)の高さ、軒、ひさし及びけらばの出並びに建築物の各部分の高さ
(3)	基礎伏図 各階床伏図 小屋伏図 2面以上の軸組図	縮尺、構造耐力上主要な部分に使用される部材の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
	構造詳細図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分(接合部を含む。)屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの取付部分の構造方法
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分である部材に使用される全ての材料の種別及び使用部位
	安全性の評価のため	構造耐力上主要な部分(接合部を含む。)に使用

	めの調査結果報告書	される部材の劣化及び損傷の状況
		屋根、軒裏、外壁、開口部並びに室内の仕上げの材料の種別及び厚さ
	地震に対する安全性の評価説明書	構造耐力上主要な部分についての地震に対する安全性の評価結果
		構造耐力上主要な部分についての地震に対する安全性の評価結果の適切性に関する検討結果
	火災に対する安全性の評価説明書	建築物の内部で生じる火災に対する安全性の評価結果
		建築物の外部で生じる火災に対する安全性の評価結果
建築物の火災に対する安全性の評価結果の適切性に関する検討結果		
(4)	地震及び火災に対する安全性の向上を目的とした改修計画書	地震及び火災に対する安全性の向上を目的とした建築物の改修工事の内容
		地震及び火災に対する安全性の向上を目的とした建築物の改修工事の実施時期
	維持管理に関する事項を記載した書面	建築物の敷地、構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために行う調査の項目及び概要
		条例第10条の規定に基づく維持管理の報告の時期及び方法
		建築物の敷地、構造及び建築設備を適切な状態に維持するために必要な措置

- 備考 1 付近見取り図にあっては、縮尺が2,500分の1以上であるものとする。
- 2 配置図、各階平面図、立面図及び断面図にあっては、縮尺が100分の1以上であるものとする。ただし、建築物の規模が大きいため、適切に表示することができないときは、この限りでない。

別表第2（第12条関係）

図書	明示すべき事項
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、認定歴史的建築物と他の建築物との別及び敷地の状況について安全上支障がないことを確認するために行った調査の結果
各階平面図	縮尺、方位、間取り並びに建築物の構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために行った調査の結果
立面図	縮尺、外壁、軒裏及び開口部の位置並びに建築物の構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために行った調査の結果
断面図	縮尺、各階の床及び天井（天井がない場合にあつては、屋根）の高さ、軒、ひさし及びけらばの出、建築

	物の各部分の高さ並びに建築物の構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために行った調査の結果
屋根伏図	縮尺、方位並びに屋根ふき材及び屋根の状況
カラー写真	建築物の構造及び建築設備の状況並びに写真を撮影した日付

備考 配置図、各階平面図、立面図及び断面図にあつては、縮尺が100分の1以上であるものとする。ただし、建築物の規模が大きいため、適切に表示することができないときは、この限りでない。

別表第3（第16条関係）

図書	明示すべき事項
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、工作物の位置及び仮使用をしようとする建築物の部分
各階平面図	縮尺、方位、各室の用途、増築等に関する工事に係る建築物又は建築物の部分及び仮使用をしようとする建築物の部分
安全計画書	工事中に講じる交通上、安全上、防火上及び避難上必要な措置の概要

備考 配置図及び各階平面図にあつては、縮尺が100分の1以上であるものとする。ただし、申請に係る建築物の規模が大きいため、適切に表示することができないときは、この限りでない。